平成２４年（フ）第３６６６号
東京都八王子市館町1097番地　館ケ丘団地２－１－806
破産者　大山　浩一
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７１４号
東京都千代田区内幸町１丁目７番23号
破産者　くき真珠株式会社
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７１６号
東京都大田区上池台５丁目28―15―303
破産者　九鬼　康子
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７５２号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町１丁目2029番地の４
破産者　株式会社明和
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７５３号
埼玉県さいたま市見沼区大字小深作628―１
破産者　小笠原宣人
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７５４号
埼玉県さいたま市見沼区大字小深作628―１
破産者　小笠原美由紀
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７５７号
東京都中央区日本橋小伝馬町６番地12号　日本橋森ビル４Ｆ
破産者　有限会社オーシャン・ステッチ
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８１７号
東京都江戸川区平井２丁目25番９号
破産者　有限会社高根屋
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８１９号
東京都江戸川区小松川４丁目76
破産者　田中　紀子
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８２０号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾５丁目17―28―506
破産者　田中　　靖
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８５７号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附61番地７
破産者　有限会社テクノスダイドー
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８５８号
千葉県東金市東金1185―１―201
破産者　田中　秀幸
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８５９号
千葉県東金市東金1185―１―201
破産者　田中チエ子
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８９７号
東京都千代田区内神田１丁目１－５　ベンチャー・ＫＡＮＤＡ506号室
破産者　スマートフラクタルズ株式会社
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８９８号
東京都豊島区南大塚２丁目24―13―201
破産者　小澤　恭右
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９１５号
東京都杉並区高円寺南２丁目37番23号　ＮＫビル３Ｆ
破産者　株式会社エフピーデータ
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９１６号
東京都杉並区成田東４丁目37―18―301
破産者　小島　和夫
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９６６号
東京都足立区江北３丁目41―13―102
破産者　小川　秀雄
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９７４号
東京都江戸川区南小岩７―17―17―201、住民票上の住所千葉県千葉市花見川区さつきが丘２丁目10―33―405
破産者　廣瀬　　登
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４００６号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾２丁目16番11号
破産者　有限会社鶴田工務店
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４００７号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾２丁目16―11
破産者　鶴田　政男
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０１０号
東京都江東区青海２丁目７番４号
破産者　株式会社ヴィグラー
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部